

浦安市規則第53号

浦安市予防接種の費用の助成に関する規則の一部を改正する規則

浦安市予防接種の費用の助成に関する規則（令和元年規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表4種混合の項の前に次のように加える。

5種混合	21,080円
------	---------

別表4種混合の項助成の額の欄中「12,100円」を「12,210円」に、同表3種混合の項助成の額の欄中「6,490円」を「6,610円」に、同表BCGの項助成の額の欄中「11,160円」を「12,810円」に、同表Hib感染症の項助成の額の欄中「9,500円」を「9,790円」に、同表ヒトパピローマウイルス感染症（9価）の項助成の額の欄中「26,770円」を「27,610円」に、同表B型肝炎の項助成の額の欄中「8,080円」を「7,790円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の浦安市予防接種の費用の助成に関する規則の規定は、施行日以後に予防接種を受けた者に係る予防接種の費用の助成について適用し、施行日前に予防接種を受けた者に係る予防接種の費用の助成については、なお従前の例による。